

市第 29 号議案、市第 40 号議案関係

## 横浜市営住宅条例の一部改正並びに指定管理者の指定について

### ◆ 新たに管理を開始する市営住宅の追加及びこれに伴う指定管理者の指定

来る平成 21 年 12 月に供用開始予定の「コンフォール南日吉D棟」について、条例の別表に追加します（施行は規則で定める日から）。

市営住宅の指定管理者の指定については、横浜市営住宅条例第 65 条で区ごとに一の指定管理者を定めることにされており、港北区の指定管理者は、株式会社東急コミュニティーと定められておりますので、上記の住宅の指定管理者は、株式会社東急コミュニティーを指定することとなります。

指定期間については、供用開始の日から平成 26 年 3 月 31 日までとなります。

### <新たに管理を開始する住宅>

	名 称	戸数	所 在 地	指 定 管 理 者
	コンフォール南日吉D棟	114 戸	港北区日吉本町四丁目 10 番	東京都世田谷区用賀 4-10 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 社長 中村 元宣

( 参 考 )

#### (1) 横浜市営住宅条例(抜粋)

第 65 条 次に掲げる市営住宅及び共同施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。この場合において、同一区内に存する市営住宅及び共同施設の管理に関する業務は、特別の事情があると認める場合を除き、一の指定管理者に行わせるものとする。

#### (2) 区別指定管理者一覧表

区 名	指 定 管 理 者
鶴見区、神奈川区	オリックスファシリティーズ(株)
西区、中区、南区、保土ヶ谷区	大成サービス(株)
港南区、戸塚区、泉区、瀬谷区	横浜市住宅供給公社
旭区、磯子区、金沢区、栄区	(社)神奈川県土地建物保全協会
港北区、青葉区、都筑区	(株)東急コミュニティー
緑区	住友不動産建物サービス(株)

#### (3) 市営住宅等の管理戸数

		平成21年3月31日現在	今回の条例による増		計	
公営	直接	103 住宅 26,048 戸			103 住宅 26,048 戸	
	借上	170 住宅 3,877 戸	1 住宅 114 戸		171 住宅 3,991 戸	
	改良	14 住宅 1,411 戸			14 住宅 1,411 戸	
	合計	287 住宅 31,336 戸	1 住宅 114 戸		288 住宅 31,450 戸	